

●香川県告示第36号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和元年香川県告示第177号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、令和2年2月1日次のとおり免許した。

令和2年2月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 令和2年2月1日から令和6年3月31日まで
- 5 制限及び条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁場の区域 (池名)	漁業権者	
			氏名又は名称	住所
内区第170号	1	新池	新延 孝治	三豊市三野町吉津乙422番地2
内区第171号	2	鴻之池	新延 孝治	三豊市三野町吉津乙422番地2
内区第172号	3	中池	新延 孝治	三豊市三野町吉津乙422番地2